

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

[1] 異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

* 処理事項 過年度 現年度 新年度

福島県鏡石町長 年 月 日	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号					受給者番号		係・氏名		電 話	
			名称及び代表者の職氏名印	印											
			個人番号又は法人番号												
フリガナ			※		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	下段[3]は、新 勤務先で記入 してください。	1月1日から 退職時までの 給与支払額			
氏 名		新 姓		円	円	円	円						円	円	円
生年月日	(昭・平)	年 月 日			月分から 月分まで	月分から 月分まで		-	-	1.特別徴収 継続 2.一括徴収 徴収税額を全 額徴収して納付) 3.普通徴収 (未徴収税額を 本人が納付)	下段[2]に一 括徴収した税 額の納入月を 必ず記入して ください。	円			
個人番号											→	円			
1月1日 現在の住所											→	円			
異動後の 住所											→	円			

[2] 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。一括徴収にご協力ください。

一括徴収の理由	一括徴収予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職 した方の未徴収税額については 退職時に一括徴収することが義 務づけられています。なお、それ 以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべ く一括徴収の方法で納入してく ださるよう、お願いします。	備考
1.異動が12月31日までで、本人から申出があったため 2.異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため	-	円		
一括徴収できない理由(1/1～4/30までの退職者等)				
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため 2.その他理由()	一括徴収した税額は、 月分で納入します。 【 月 日納期限分】			

[3] 転勤等による特別徴収届出書（転勤先の事業所を経由して鏡石町長あて送付してください。）

新規の場合は○で囲んでください。

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収 し納入します。	新 た な 給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		受給者番号		※新規		納入書 いずれかを○で 囲んでください。 要 ・ 不要	
名称及び代表者の職氏名印			印									
個人番号又は法人番号												
給与計算締切日 毎月 日												

特別徴収異動連絡書（届出者は記入不要です）

地区	世 帯	宛名番号	徴収月	異動事由	更正月	入力日	決議日